

まごころ

平成15年 5月1日 No.119
〒491-0041 一宮市文京1丁目4-6
☎ 0586-73-8707
FAX 0586-73-8870



ホームヘルパー2級養成研修講座開講

期日：平成十五年四月十二日～六月二十九日

「いい講義が出来ました。生徒の顔が見え、真剣さが伝わってくる授業は久しぶりでした。受講生の数が丁度よかったですね」と、講師の方からこんな言葉をいただきました。在宅介護の柱であるホームヘルパー養成研修講座を、このほど「まごころふれあい広場」で開講しました。順調に講義が進んでいます。学生から程遠い年齢の方々が、一日六時間拘束されている受講は並大抵のことではありません。しかし、三十七名の受講生は熱心で真剣そのもの。講義の先生も熱がはいての授業です。

「なぜ、他のパートではなくて、ホームヘルパーなのか。課題としてずっと考え続けて下さい。これは永遠の宿題です」と、おっしゃる先生。

とてもいい調子で講座は進行中。先生方本当にありがとうございます。受講生の皆さん、健康に留意し最後まで一緒にゴールして下さい。

支援費スタート

支援費制度がスタート。心配されていた問題が具体的に解決されてきました。

◆問われるヘルパーの専門性
この度の、支援費制度導入の事業に、介護保険事業者が含まれることは問題がありません。サービスが必要とされる方への支援に対する基本視点は、高齢者でも障害者の方でも同じだと思われるからです。

しかし、高齢者と障害者の方々とでは対応の仕方に大きな違いがあります。体力があまりない高齢者に比べて、体力がある若い身体障害者、知的障害者の方々の支援や障害を持ちながら、社会とのかかわりの中で生活される方々の求められるサービス内容やサービス範囲は、当然異なっているからです。

支援費対応には、専門性が必要であることは、制度導入前から十分わかっており、研修が重要視されるのも、そのためでした。当会が昨年七月に、事務所一階に助け合い活動による知的障害者（児）へのレスパイトサービスが出来ればと、ふれあい広場を作らせていただいた時に、「障害の子供をみていただくには少し不安があるのでは」という言葉をいただいたことがありました。

利用者にわかれ強と熱い思いだけでは、「安心」が得られない、という指摘だったと思います。支援費制度導入が決まっても、支援費制度に参入する事業者が少なかつたことから、厚生労働省では、急速、事業者指定基準を緩和、枠を広げることにしました。

もともと介護保険事業者の参入には、障害を担当するヘルパーを別に置くことが必要だったのを、介護保険の事業者指定を受けていれば、支援費制度の事業者として扱うようにし、事業者の急増を図ったのでした。

◆研修の強化

勿論、障害の方々もやがて高齢者になられるわけですから、二級のヘルパー資格で全く対応出来ない

思いません。しかし、多様な障害者に対応出来る専門性は、ヘルパー二級資格だけでは十分ではなく、さらに深い研修の義務づけが急務だと実感しています。

◆的確なケアマネージメント 窓口との連携

障害者の生活自立支援については、どこまでの範囲の利用が支援費で出来るのか、最初に本人の状況把握をし、的確なケアマネージメントを市町村窓口が行います。ケアにあたって、訪問介護事業所は、ためにも、支援内容の量と質と範囲の確認を、利用者さんには勿論のこと、ケアマネージメント窓口である市町村とも事前連携をとり、明確に把握しておく必要があると考えています。

◆地域の中で障害者を支えていく時代に向けて

当会は、支援費制度が地域の中で障害者を支えていく時代への改革であると認識をし、ニーズに出来るべく支援事業所申請を行いました。しかし、事業の開始に当たっては、本来の支援とは何かを考え、ニーズにそえるよう、その基本に立ち返らなくてはならないと思いを新にしています。

◆支援費とは

これまでの障害者福祉サービスは、行政が決めていたのですが、この四月から障害者自身自ら受けたサービスを選択。サービスを受ける事業者との間で契約によりサービスの提供を受ける制度。利用できるサービス量は、本人もしくは家族からの受けたいサービス申請に基づいて、市町村が支給決定します。

共同募金平成15年度配分金決定

このほど、愛知県共同募金会から、平成15年度配分金の決定の通知をいただきました。この配分金で、プロジェクター、スクリーン、アンプ、スピーカー、ビデオカメラ等一式を購入致します。在宅介護の研修や講座、ミニデイサービスのお年寄りへの遊び等にも役に立ることになります。大切にさせていただきます。

No.39 チェック介護保険

◆見直された介護保険◆
（利用者さんの自己負担分は、どう変化したのでしょうか）

- ① 家事援助のみを利用の方は、負担増。（一時間の自己負担分が百五十三円から二百三十三円に改定）
 - ② 身体介護利用は基本的に負担減。（今まで三時間の身体介護料は、一万二千四百円だったのが、改定で八千三百三十円に。自己負担分が千二百四十円から八百三十三円に改定）
 - ③ 入浴と家事支援／排泄介助と家事などをこれまで複合型を利用されていた方で四月から「身体介護へ移行した方」は
・身体と家事支援が半々の時間配分だった方は、これまでの複合型負担料より負担増。
・時間配分が身体が少なく、家事時間が多い方は、これまでより負担減。
 - ④ 前項の複合型を利用されていたこの四月から「生活支援に移行した方」は
・負担料はすべて負担減。
 - ⑤ これまで限度額の問題で、本来身体介護であったにもかかわらず複合型介護で組まれてきたケースについては、複合型がなくなった為、本来的な身体介護に移行し、負担増になっているケースもあります。
 - ⑥ 今回の見直しは、あいまいな複合型介護がなくなり、身体介護の中身が時間配分で、利用者さんにも明確に分かるようになりました。
- 利用者さんは、ご自身のケア内容を知っておきましょう。

平成十五年度の会員登録ありがとうございました。今年度も皆様と共に地域福祉を考えて参りたいと存じます。どうぞよろしくお願ひ致します。